

No.	件名・内容	回答
1	<p>(件名) 上尾市のHPに必要不可欠な情報を加筆する件について</p> <p>(内容) 上尾市のホームページ「報公開・個人情報開示の申請の流れ」の中で、当然必要な情報が示されていません。 情報公開を謳う市長として、必要不可欠な事項について記述することは当然です。以上、基本的な政策であることから、提言いたします。</p> <p>【受付No.】 6-2036 【受付日】 令和6年10月31日</p>	<p>ホームページの表記につきまして、11月中に不服申し立ての具体的手順等を追記した内容に修正いたします。</p> <p>(担当) 総務課 (電話) 048-775-4963</p>
2	<p>(件名) 「上尾市情報公開条例」に必要な条文を加える件について</p> <p>(内容) 市民が審査請求をする際には期限が定められているのに対して、請求に対する裁決については期限が設けられておらず、不公平です。上尾市情報公開条例に「裁決の期限」を規定することを提言します。</p> <p>【受付No.】 6-2037 【受付日】 令和6年10月31日</p>	<p>ご指摘いただきました審査請求における不公平について、昨年度、公文書管理条例に係る制度の検討とあわせて、他自治体の情報を収集するなどの調査を進めており、行政不服審査法第16条に基づいて、「審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間」である標準審理期間を条例によらない形で設定している事例があることを確認したところでございます。</p> <p>この調査結果を踏まえ、現在具体的な検討を進めており、今後各実施機関との調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>(担当) 総務課 (電話) 048-775-4963</p>

3	<p>(件名) 仮称「上尾市地産地消推進室」の新設を</p> <p>(内容) 現在, 上尾市では, 農産物自販機を市役所に設置するなど, 「地産地消」についての気運が高まりつつあります。さらに, 上尾市農業委員会『令和4年度 上尾市農業施策等に関する意見書』の「地産地消の推進」に関する記述, および『学校給食施設更新計画(案)』に謳われている「地産地消の推進」についての実効性を飛躍的に高めるため, 上尾市庁舎第三別館に, 上尾市農政課(地産地消推進担当部署)と市教委学校保健課(学校給食担当)を併せた形で, 仮称「上尾市地産地消推進室」を新設することを政策として提言します。</p> <p>【受付 No.】 6-2042 【受付日】 令和6年11月23日</p>	<p>市内農産物の地産地消に向けた学校給食への農産物納入の取組みにつきましては, 希望農家を学校に紹介し徐々に納入規模が拡大しているところでございます。</p> <p>就農者にとりましては販路先の確保と流通経路の短縮化、学校給食にとりましては新鮮な農産物の提供と地産地消の推進など農業者と学校給食の双方にメリットがあると考えております。</p> <p>また、販路先の少ない新規就農者にとりましても固定納入先の存在は大きいものでございます。</p> <p>今後とも教育委員会と連携して学校給食へのマッチングをはじめ、イベント出店、農産物自動販売機での就農者の販売支援や市内農産物のPRを通じて、地産地消の推進に繋げてまいりたいと考えております。</p> <p>現在、学校給食における上尾市産農産物の活用は、例年11月の彩の国ふるさと給食月間に合わせ、小・中学校全校で精白米や小松菜パウダーを使用しているのに加え、小学校では、出荷時期に合わせて、トマト、ミニトマト、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、キャベツ、大根、ナスなどを、使用している学校もございます。また、中学校では新たに、茶葉やエダマメを取り入れております。</p> <p>学校給食における地産地消につきましては、第3期上尾市教育振興基本計画の目標Ⅲ「健やかな体の育成」、施策3「食育の推進・学校給食の充実」の主な取り組みにおいて「より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を図る」としていることから、今後も、市内農産物の収穫時期と給食の献立の調整を図るなど、地産地消を推進してまいります。</p> <p>「地産地消推進室」の新設については、ご意見として承らせていただきます。引き続き「地産地消」に対するご理解とご支援をいただければ幸いです。</p> <p>(担当) 農政課 (電話) 048-775-7384 学校保健課 (電話) 048-775-9683</p>
---	---	---